



安城市文化振興計画 【改訂版】



令和8年
安城市教育委員会

1 はじめに

1-1 本計画策定の経緯

2001年（平成13）、我が国の文化芸術全般に渡る基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が成立し、これまで同法に基づき4次に渡って策定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」のもと、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組みが進められてきました。

基本の方針の当初策定以降、少子高齢化、グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、2017年（平成29）には法改正がされ、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用するものとされています。また、愛知県においても、2018年（平成30）には「愛知県文化芸術振興条例」及び同条例に基づく「あいち文化芸術振興計画2022」が制定、策定されています。

こうした流れを受け、第8次安城市総合計画後期計画と、その教育分野の施策を定めた第2次安城市教育大綱のもと、本市における文化芸術を振興するため、その基本方針となる「安城市文化振興計画」（以下「本計画」という）を策定しました。なお、本計画の中間年である2025年（令和7）に、計画の進捗状況を確認し、「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」を目指す都市像として掲げる第9次安城市総合計画を反映して改訂しました。改訂版は、2032年度（令和14）までを計画期間とします。

本市には、誇るべき歴史的資源が数多く残されています。また、様々な方々が本市を舞台に文化芸術に関わる活動を日々されています。本計画は、本市ならではの特性を活かし、心の豊かさや幸福感につながる文化芸術振興の施策の体系を示します。

1-2 本計画の位置付け（改訂後）

本計画は、文化芸術振興基本法第7条の2に基づいて地方公共団体が定めるよう努めるものとされている「地方文化芸術推進基本計画」（地域の実情に即した文化芸術の推進に関する計画）として策定するものであり、その策定に当たっては、以下に挙げる計画を上位計画・関連計画としてこれらに即したものとします。

【国の法令・計画】

- ・文化芸術基本法
- ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- ・博物館法
- ・文化芸術推進基本計画（第2期）（令和5年3月閣議決定）
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び同法に基づく基本的な計画（第2期）

【愛知県の法令・計画】

- ・愛知県文化芸術振興条例（平成30年3月制定）
- ・あいち文化芸術振興計画2027（令和4年12月策定）

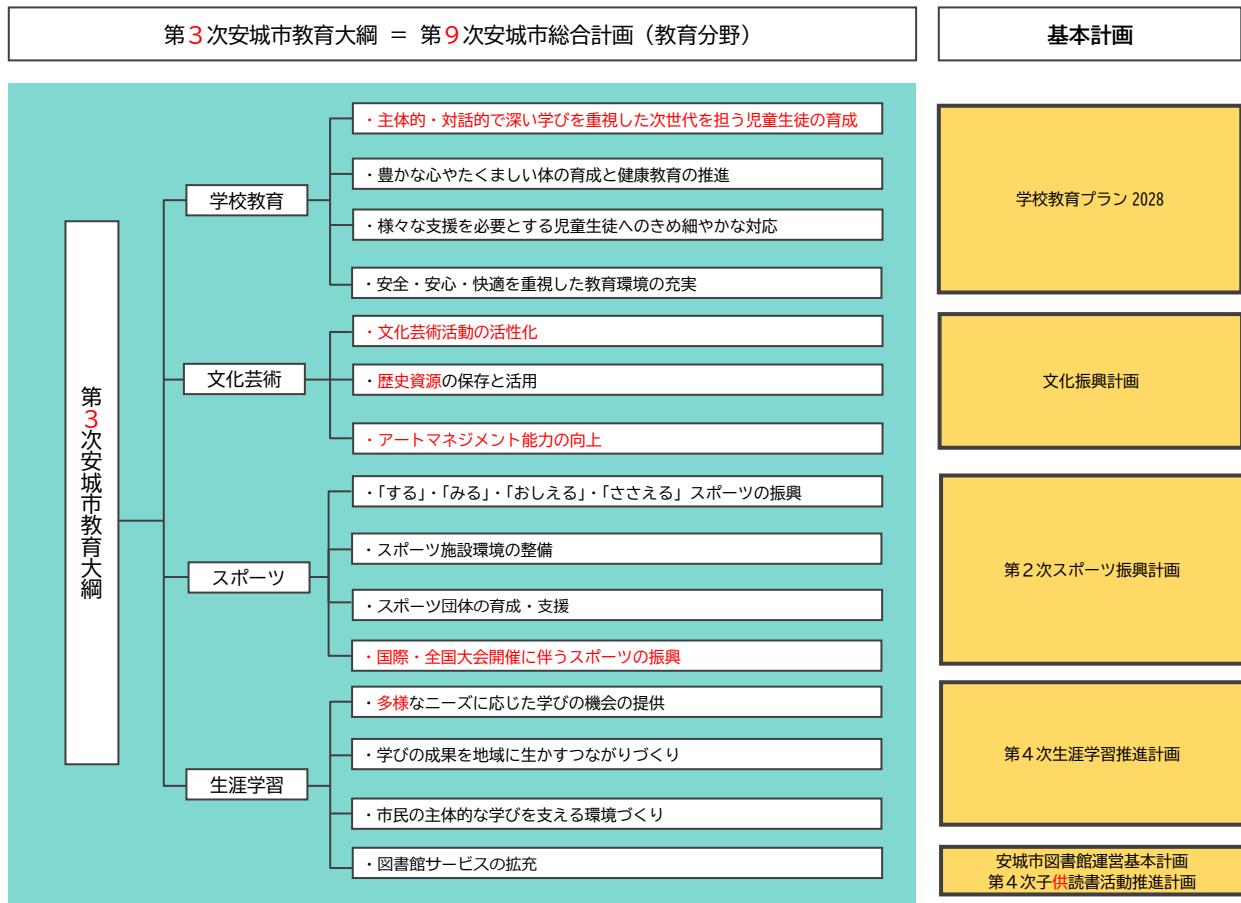


【本市の上位計画・関連計画】

上位計画として第9次安城市総合計画と、その教育分野の施策を定めた第3次安城市教育大綱に即するものとします。また、第3次安城市教育大綱に基づく他の分野別計画として、学校教育プラン2028、第4次生涯学習推進計画、図書館運営基本計画、第4次子供読書活動推進計画、第2次スポーツ振興計画との整合の取れた計画とします。

なお、第3次安城市教育大綱では、「学校教育」「生涯学習」「文化・芸術」「スポーツ」の4つの施策の柱が設けられており、本計画はこのうち「文化・芸術」分野に関する基本方針と位置付けられますが、施策の策定に当たっては、分野を横断するものも定めることとします。

安城市教育大綱と分野別計画



1-3 法に定める文化芸術の範囲

文化芸術振興基本法（平成13年12月7日 法律第148号、以下「法」とする）によれば、この法で対象とする具体的な「文化芸術」は以下のとおりとされています。（なお、法では、「文化」と「芸術」を分けず「文化芸術」という言葉で定義しています。）

【文化芸術の主な範囲】

■芸術（法8条）

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）

■メディア芸術（法9条）

映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

■伝統芸能（法10条）

雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能

■芸能（法11条）

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）

■生活文化、国民娯楽、出版物及びレコード（法12条）

生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他国民的娯楽）、出版物及びレコード等

■文化財等（法13条）

有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」）、文化財等の修復、防災対策、公開等への支援

■地域における文化芸術の振興（法14条）

各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興、文化芸術の公演、展示等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）に関する活動への支援

1-4 本計画において定める事項

1-3に挙げた定義を踏まえ、本計画において、本市の文化芸術の振興と文化財の保存・活用に関わる施策の基本方針を定めることとします。

基本方針を定めるに当たっては、法に定める以下に挙げる国の基本施策を参考にしながら、特に考慮すべき事項を取り入れつつ、本市の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとします。

【法に定める国的基本施策】（法8条から35条）

- ・芸術の振興
- ・メディア芸術の振興
- ・伝統芸能の継承及び発展
- ・芸能の振興
- ・生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及
- ・文化財等の保存及び活用
- ・地域固有の伝統芸能、民俗芸能等文化の振興
- ・国際交流等の推進
- ・我が国の文化芸術の世界への発信
- ・芸術家等の養成及び確保
- ・文化芸術に係る教育研究機関等の整備等
- ・国語についての理解
- ・外国人に対する日本語教育の充実
- ・著作権等の保護及び利用
- ・鑑賞、参加、創造の機会の充実
- ・高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実
- ・青少年の文化芸術活動の充実



- ・学校教育における文化芸術活動の充実
- ・劇場、音楽堂等の充実
- ・美術館、博物館、図書館等の充実
- ・地域における文化芸術活動の場の充実
- ・公共の建物の外観等の、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和
- ・情報通信技術の活用の推進
- ・調査研究等の実施
- ・地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等
- ・民間の支援活動の活性化等
- ・上記施策を講ずるうえでの、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設等との連携・協力
- ・顕彰
- ・政策形成への民意の反映等
- ・地方公共団体の施策の推進

【都市特性、地域資源などに関連して留意すべきその他の事項】

(旧文化芸術振興基本法案に対する附帯決議(参議院文教科学委員会)より)

- ・我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにはかんがみ、適切に施策を講ずること。
- ・我が国独自の音楽である古典邦楽が学校教育に取り入れられることにはかんがみ、古典邦楽教育の充実について配慮すること。
- ・小中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にはかんがみ、児童期の芸術教育の充実について配慮すること。

1-5 計画期間

本計画は、2021年度(令和3)を初年度とし、概ね10年後(2030年度・令和12)を目標年次として策定しました。なお、個別の施策内容については、地域の文化活動の進展や地域や社会の変化にきめ細かく対応するため、5年が経過した2026年(令和8)に、市教育委員会は中間見直しとしてそのあり方を検討しました。改訂版については、第9次安城市総合計画の計画期間が2031年度(令和13年)であることから、その翌年度である2032年度(令和14)までを計画期間とし、2年間延長することとしました。



2 本市の文化芸術に関する現状と課題

2-1 本市の概況

① 本市域の歴史的背景

■古代～中世

本市は愛知県のほぼ中央、矢作川の右岸（西岸）に位置しています。市域の東側は矢作川による沖積低地であり、中央部から西側には洪積台地（碧海台地）が広がっています。この沖積低地では弥生時代から鹿乗川流域遺跡群が営まれ、やがて碧海台地の端部には、二子古墳・姫小川古墳などその首長たちを葬った桜井古墳群が造されました。

その後、首長たちは、墓ではなく古代寺院を造ることでその勢力を誇示するようになりました。7世紀末の碧海台地の端部には、別郷廃寺、寺領廃寺という大型建造物が姿を現しています。

鎌倉時代になると、三河地方に真宗（浄土真宗）が広まりました。本願寺第八代 蓮如の登場により寺院の組織化が進み、本證寺をはじめとする三河三か寺、そして三河本願寺教団が形成されていきました。

■戦国時代～近世（江戸時代）

戦国時代には、台地の端部に城館が設けられましたが、そのいくつかは当地方を拠点としていた松平（徳川）氏によるものです。このうちの安城城（安祥城）には、徳川家康の祖父 松平清康まで4代に渡り、松平総領家が置かれていました。この松平（徳川）勢力は、本證寺をはじめとする三河本願寺教団と対立し、1563年（永禄6）には三河一向一揆が勃発することになります。また、松平（徳川）氏の家臣でもあった市域出身の石川丈山は、江戸初期の文人として知られています。

江戸時代の市域は、旗本領、刈谷や岡崎藩領などが入り組んでいました。当時の農民たちが耕作できたのは、溜池周辺を除けば弥生時代以来の沖積低地であり、碧海台地は薪や牛馬のエサ、肥料などを得る場所となっていました。この碧海台地に矢作川から水を引き込み、灌溉しようと計画したのが都築弥厚です。また、当時の景観を今日に伝えるものに、東海道松並木をはじめとした天然記念物、巨樹、古木、社叢などがあります。

■近代（明治以降）

都築弥厚の用水計画は実現に至りませんでしたが、明治時代の殖産興業政策の流れの中で、岡本兵松、伊予田与八郎の2人が中心となり、1880年（明治13）に明治用水が開通しました。これ以後、碧海台地上の本格的な開発が始まります。また、1891年（明治24）に東海道本線に安城駅が設置されると、安城町（村）長の岡田菊次郎の尽力により、施設の誘致や道路の整備が進められ、駅を中心とした現在の市街地が形成されていきました。

1901年（明治34）、愛知県立農林学校（現愛知県立安城農林高等学校）が開校し、初代校長として山崎延吉^{のぶきち}が赴任します。やがて彼の指導のもと、農家の多角経営や組合による協同化といった新しい農業、教育・文化の興隆、そして病院経営による農村医療への投資などが行われました。山崎の理想を具現化した農業を中心とした地域振興活動は大きな成功を収め、「日本デンマーク」としてその名が全国に知れ渡りました。

こうした先進的な取組みも、戦時体制の中で解体されていき、戦時下においては、明治航空基地、岡崎航空基地が造られ、市域も前線の一部となりました。

ただし、戦後しばらくの間も、日本デンマーク時代の経済的、精神的遺産は引き継がれていて、1946年（昭和21）に県下2番目となる安城文化協会の設立や、1952年（昭和27）のラジオ普及率日本一の達成など、豊かで文化的な風土が続いていました。

今日でも市域の多くには田園風景が広がり、かつての日本デンマークを思い起こさせますが、経済活動の中心は自動車関連の機械工業へと移り変わっています。

【コラム】

《「日本デンマーク」を見る地域づくりの思想》

大正から昭和初期にかけての「日本デンマーク」と呼ばれた農業を中心とした地域振興は、地域コミュニティを単位とした農業共同体、すなわち経済のみでなく、福祉、医療、教育、文化など、およそ生活全般に関わる、多岐に渡る分野に及んだ地域生活共同体であり、現代の地方自治や地方創生の取組みへとつながる先駆的な地域的取組みだったと言われています。

本市では、まだ混乱が続く終戦の翌年、いち早く安城文化協会が発足していますが、これも日本デンマーク時代に形成された共同体としての意識や、文化を生活の上でかけがえのないものとする考え方方がそのルーツとされています。現在でも行われている町内会単位での文化祭や運動会など様々なイベントも、こうした時代背景の名残と言われています。

本市のこれから文化芸術振興のあり方を考えていくうえで、この日本デンマークの地域づくりの思想を再評価し、地域コミュニティをより精神的に豊かにするという視点から、地域単位での取組みを活性化していくことが必要ではないでしょうか。

・明治用水 歴史的建造物 デンパーク

日本デンマーク時代の足跡として、都築弥厚をはじめとした功績者の銅像、頌徳碑などが市内に点在するとともに、明治用水の一部の上部は、自転車・歩行者用道路として市民に親しまれています。また、日本デンマーク時代の歴史的建造物を保存し、利活用することなども、今後の可能性として考えられます。

本市の特色となる安城産業文化公園「デンパーク」は、かつての日本デンマークという呼び名に由来し、都市と農業の交流と安らぎの場とともに、農業をはじめとする産業の振興に寄与しています。



《伝統芸能》

伝統的な芸能も、生活文化と密接に結びついています。江戸時代からの祝福芸である三河万歳は、現在でも市内の神社への初詣客に披露されるとともに、様々な祝賀の席に呼ばれて舞いを演じています。また、市内の小学校、中学校、高校の中には、三河万歳を演じる部活動があり、若い世代へ伝承されています。



② 本市の人口の推移と見通し

本市の人口は、高い鉄道利便性や、周辺都市も含めた産業集積の高さを反映し、1980年（昭和55）から2015年（平成27）にかけて約1.5倍の増加を示しています。2020年（令和2）をピークにその後の2年間は減少しています。将来の人口推計によれば、2027年（令和9）以降は減少する見込みです（第9次安城市総合計画）。本計画の策定に当たっては、この推計値を前提とした計画とし、年少人口及び生産年齢人口は年々減少する一方、老人人口は増加し、少子高齢化が急速に進むことが見込まれることから、計画課題として受け止める必要があります。

人口動向（第9次安城市総合計画）



2-2 文化芸術施設

市内の施設の概略

【安祥文化のさと】(指定管理 ※コラム参照)

「安祥文化のさと」は、市内安城町にある松平氏4代50年の居城周辺を整備した安祥城址公園一帯の名称であり、本市の中核的文化芸術施設として安城市歴史博物館、安城市民ギャラリー、安城市埋蔵文化財センター、安祥城址公園、また、地域コミュニティ単位の文化芸術活動拠点として安祥公民館が立地するなど、複合的に施設が集積する文化芸術の拠点ゾーンとして整備されています。

歴史博物館、市民ギャラリー、埋蔵文化財センターの各施設において、資料収集、展示、普及・啓発、研究などの取組みがされています。毎年秋には「安祥文化のさとまつり」やマルシェが開催されるなど、市民が気軽に芸術と歴史を楽しめるイベントが開催されています。

市民ギャラリーでは、安城文化協会など芸術団体と連携し、事業を実施しています。安城文化協会には市内で活動する美術、文芸、技芸、趣味、芸能などの各分野の団体（グループ）及び個人が加入しており、文協祭、文化協会選抜展、文化賞などの表彰や市民芸術祭などの運営を行っています。

◆施設規模及び利用状況（2024年度）

施設	開館	延べ床面積 (m ²)	利用状況(人)
歴史博物館	1991	4, 852	85, 824
市民ギャラリー	2003	4, 579	118, 619
埋蔵文化財センター			11, 278

【公民館】

市内には公民館が11館立地しています。

このうち、安城市文化センター（中央公民館／へきしんギャラクシープラザ）は、ホール（502席）、プラネタリウムがあるほか、レーザー加工機や3Dプリンター、デジタルミシンなどのデジタル工作機械を使うことができる工房があるなど、市の中核施設である中央公民館にふさわしい施設が整備されています。

また、概ね中学校区ごとに地区公民館が10館あります。なかでも昭林公民館にはホール（159席）があり、コンサートなどの開催に適した施設が備えられていることから、昭林地区のみでなく、発表会など、市民主体の文化芸術イベントに多く利用されています。

また、こうした市が管理する公民館のほか、各地域のコミュニティが所有する町内公民館（集会場）も多数分布し、地域住民に活用されています。

◆施設規模及び利用状況（2024年度）

施設	開館	延べ床面積 (m ²)	利用状況	
			回数(件)	延べ利用者数(人)
文化センター (中央公民館)	1981	5, 921	5, 873	129, 362
			701	26, 392

桜井公民館	1980	2, 439	5, 789	81, 344
北部公民館	1983	2, 699	5, 030	99, 855
西部公民館	1985	1, 030	1, 677	20, 653
作野公民館	1988	1, 439	3, 242	42, 038
安祥公民館	1990	1, 328	3, 664	50, 202
東部公民館	1991	1, 415	2, 777	34, 809
明祥公民館	1991	3, 987	3, 004	53, 485
二本木公民館	1993	1, 652	3, 672	48, 262
中部公民館	1995	1, 716	3, 468	71, 414
昭林公民館	1996	1, 498	4, 625	64, 588

【福祉センター】(指定管理)

中核施設である総合福祉センターのほか、地域単位の拠点7館、計8館があり、障害のある方、高齢者などを中心とした文化芸術活動の場として利用されています。

◆施設規模及び利用状況 (2024年度)

施設	開館	延べ床面積 (m ²)	利用状況	
			延べ利用者数 (人)	
総合福祉センター	1991	4, 355	35, 745	
北部福祉センター	1997	1, 682	45, 176	
西部福祉センター	1998	2, 046	36, 368	
作野福祉センター	1999	1, 540	41, 192	
桜井福祉センター	2008	4, 085	96, 203	
中部福祉センター	2008	1, 324	59, 950	
安祥福祉センター	2013	1, 596	50, 162	
明祥福祉センター (市直営)	2016	3, 987	35, 207	

◆活動状況 (文化芸術関係)

- ・講座数…29件
- ・自主団体…53団体
- ・イベント等数…53件

【市民会館】(指定管理)

安城市民会館は、定員1, 200席と、安城市文化センターの約2倍の収容能力を持つホールを有し、市の中核施設として、外来のアーティストによるコンサートをはじめ、市民のみでなく近隣市からも利用者が集まる文化芸術拠点として利用されているほか、楽屋棟、会議棟があります。

◆開館：1972年 ◆施設規模 (延べ床面積)：6, 693m²

◆利用状況 (2024年度)：【ホール】 426件／78, 996人
【会議棟】 3, 846件／56, 189人

【市民交流センター】(指定管理)

安城市民交流センターは、会議や研修、音楽演奏や室内レクリエーションに利用される市民活動の拠点です。

現在、市民によるまちづくりは、大きな時代の流れとなっていることから、本施設においては、市民が気軽にボランティア活動に参加するきっかけづくりや、活動のネットワークを広げられるよう、「安城市民活動センター」（愛称：わくわくセンター）が開設され、広域的な情報・人材交流ネットワークの拠点として市民と市民活動団体、企業、行政の協働、連携の役割を担っています。

- ◆開館：2010年 ◆施設規模（延べ床面積）：1, 296m²
- ◆利用状況（2024年度）：37, 602人
- ◆活動状況・・・文化芸術自主団体：71団体（308団体中）

【子育て支援総合拠点施設（あんぱ～く）】

あんぱ～くは、子育て支援のための中核施設であり、図書館と連携した絵本、育児関連図書の貸し出しや、子育て関連のイベントの中で絵本読み聞かせ会をはじめ文化芸術関連の取組みがされています。また、市内の児童クラブ活動の情報拠点にもなっています。

- ◆開館：2011年 ◆施設規模（延べ床面積）：897m²
- ◆利用状況（2024年度）：2, 360人

【安祥閣】（指定管理）

市内の実業家の篤志により、市民の文化的な集会施設として建設された「安祥閣」は、茶室を備え、各種講座や展示、コンサートなどに幅広く活用されています。

- ◆開館：1979年 ◆施設規模（延べ床面積）：368m²
- ◆利用状況（2024年度）：34, 928人

【丈山苑】（指定管理）

江戸時代初期の武士・文人として名高い石川丈山が京都に建て、後半生を過ごした「詩仙堂」のイメージを生誕地に再現した「丈山苑」は、日本家屋と庭園の歴史的空間を楽しめる場として利用されており、各種講座や展示、コンサートなどに幅広く活用されています。

- ◆開館：1996年 ◆施設規模（延べ床面積）：394m²
- ◆利用状況（2024年度）：28, 037人

【図書情報館（アンフォーレ）】（一部指定管理）

アンフォーレは、安城市図書情報館やホール、旅券センター窓口がある本館、イベントなどが行える願いごと広場や公園がある公共施設と、民間経営による駐車場や商業施設がある複合施設です。学び・健やか・交わりの場として、情報発信並びに学び・健康づくり及び多様な交流と活動を促進し、中心市街地の賑わいの創出・活性化を目指しています。

- ◆開館：2017年 ◆施設規模（延べ床面積）：9, 193m²
(うち図書情報館6, 808m²)
- ◆利用状況（2024年度）：【アンフォーレ全体】 1, 142, 224人
【図書情報館】 637, 473人

【水のかんきょう学習館】（明治用水土地改良区が運営）

水のかんきょう学習館は、本市の近代化遺産である明治用水の歴史を継承するための中核施設として整備され、歴史・環境学習の場として利用されるほか、「農と食」の体験講座など多様なイベントが開催されています。

◆開館：2011年 ◆施設規模（延べ床面積）：639m²

◆利用状況（2024年度）：4,263人

【学校】

市内の小・中・高等学校において、部活動やクラブ数を通じて美術、工芸、音楽をはじめ文化芸術に親しむ場となっているほか、一部の学校では、地域の伝統芸能を継承する活動もされています。また、部活動の地域移行を受けて、文化振興課では中学生日曜教室（音楽・美術）を開催しています。

◆市立小・中学校：29校／部活動・クラブ数（文化芸術系）：174件（2024年度）

◆高等学校：県立4校・私立1校／部活動数（文化芸術系）：36件（2024年度）

【指定・登録文化財】

文化財とは、人間が生み出した有形無形のものと、天然記念物といった自然によって育まれたもののうち、文化的価値の高いもののことです。なかでも、国・県・市が法令に基づいて保護に関与するとしたものが指定・登録文化財です。

◆指定・登録文化財件数（→資料編82～87ページ参照）

(2026年3月31日現在)

種別	有形文化財									民俗文化財		記念物		計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料	文有形財	文無形財	史跡	天然記念物	
国指定		2						1			1	3		7
県指定	1	2	2	1				1		1	1		2	11
市指定	11	37	15	9	17	6	29	13	1	14	2	45	9	208
計	12	41	17	10	17	6	29	15	1	15	4	48	11	226
国登録	18													18

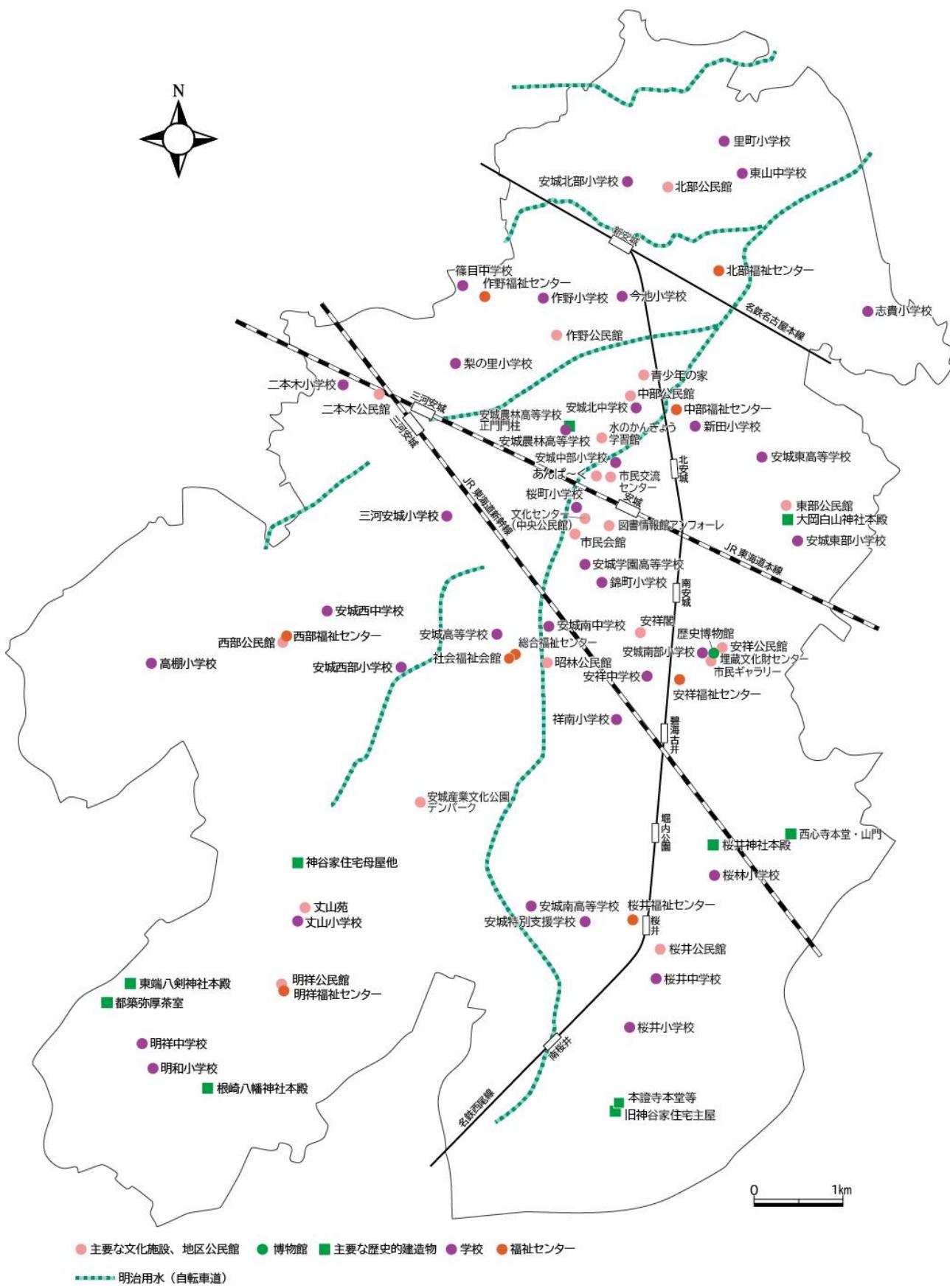
【コラム】

《指定管理者制度とは？》

2003年（平成15）に地方自治法の一部改正が行われ、公共的な施設の管理・運営について、公益法人のほか、民間事業者、NPOなどの有するノウハウや自由な発想を活かすことにより、利用者へのサービス向上、経費の節減などを目指す目的で指定管理者制度が創設されました。

従来の管理委託制度では、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体が管理受託者として公の施設の管理を行うというものでしたが、指定管理者制度では地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を委任するもので、指定管理者の範囲として特段の制約を設けておらず、広く門戸が広がりました。

市内の施設配置図



2-3 市民ニーズなど

① アンケート解析結果（→資料編52～65ページ参照）

（1）第15回eモニターアンケート「安市の歴史・文化・芸術について」

実施期間：令和2年1月17日～1月24日 回答数：1,118人 回答率：73.2%

◆回答者の属性

【性別】

女性63%、男性37%と、女性がやや多く回答しています。

【世代】

40代（37%）が最も多く、次いで30代（23%）、50代（19%）であり、10代、20代も加えると、50代以下の世代が8割以上を占めており、ネット環境と親和性の高いこれらの世代の回答が多くを占めているものと考えられます。

【出身地】

本市以外の生まれが71%を占める一方、市内在住年数は30年以上が39%、10年以上30年未満を加えると80%を占めています。

【職業】

勤め人（常勤・非常勤）が62%を占め、次いで専業主婦・主夫21%となっています。

（2）第3回eモニターアンケート「安市の歴史・文化・芸術について」

実施期間：令和7年8月1日～8月8日 回答数：904人 回答率：87.7%

◆回答者の属性

【性別】

2025年度のeモニターアンケートにおいては、性別の項目を廃止しています。

【世代】

2019年度に比べて10代、20代が多く回答しています。また、30代～50代の現役世代がバランスよく回答しています。

【出身地】

本市以外の生まれが69%を占め、2019年度と同じく高い傾向にあります。一方、市内在住年数は30年以上が増加し44%になり、10年以上30年未満を加えると83%を占めています。

【職業】

勤め人（常勤・非常勤）が69%に増え、その次に多い専業主婦・主夫は2019年度より6ポイント減少し、15%になっています。

◆アンケート（1）及び（2）結果の概要

■文化芸術活動への参加状況や参加意識

- ・2019年度から変わらず歴史を知る、文化芸術に親しむことは、約9割が「大切」という意識を持っています。
- ・歴史に関しては、「興味がない」と回答した人が減り、郷土の歴史資源に対する興味や関心は2019年度より高まっています。

- ・文化芸術に関しては、「興味がない」と回答した人が減り、「鑑賞」「創作・実演」の体験は2019年度より増加しています。しかし、郷土芸能や伝統文化に参加する率は高いとはいえない状況が続いています。
- ・歴史、文化芸術に関するサークル団体に参加している、過去に参加したことがあるのは約2割強であり、参加した経験がない人が7割強を占める傾向は、2019年度と同じですが、参加経験があり、また参加したい人が増えています。
- ・サークル活動に参加しない理由は、「参加してみたい気持ちがあるが、時間的な余裕がない」が7%増加しています。

■市内の歴史・文化芸術施設の評価

- ・市内の主な施設の中で「気に入っている」「人に勧めたい」施設として、デンパーク、アンフォーレの支持率が際立って高い傾向は2019年度と変わりません。
- ・これらに次ぐ歴史博物館、文化センター、丈山苑、市民会館、市民ギャラリーの支持率が高まっています。
- ・歴史、文化芸術施設の利用に際して重要と思う事項は、立地場所、公共交通の利便性、駐車場など「行きやすさ」に関する事項が最も多い傾向は2019年度と変わりません。しかし、講座・イベントの内容や鑑賞・受講・入場する時の料金も重要視されるようになっています。

② 市民団体、事業者等ヒアリング結果（→資料編66～76ページ参照）

市内で活動する文化芸術や歴史に関する諸団体や、文化芸術の運営に携わる事業者などのご協力をいただき、ヒアリングを行いました。また、中間見直しにおいて、策定後5年間の活動状況を確認するために、書面にてヒアリングを行いました。その結果の概要は以下のとおりです。

◆ヒアリング調査対象

- ・安城文化協会・安城音楽協会・桜井町下谷棒の手保存会・堀内町のまつり囃子保存会
- ・三河万歳保存会・和太鼓演奏家・書家・楽学古文書会
- ・市民演劇祭出演団体・安城ふるさとガイドの会・身体障害者福祉協会
- ・安城学園高等学校・安城市民会館指定管理者

◆ヒアリング結果の概要

■世代の継続が課題となっている

- ・棒の手、三河万歳などの伝統芸能について、小学校での体験機会は比較的豊富ですが、中学以上の世代になると勉強その他の理由で継続が難しくなる傾向が見られます。また、子ども世代の参加の障壁のひとつとして、保護者の多忙や理解不足、役員になりたがらないなどの問題も指摘されています。
- ・市民吹奏楽団や子ども音楽フェスタなどでは、小中高生や大人が一緒に活動する機会があり、世代の交流が行われています。
- ・学校における部活動については、国が提唱する部活動地域展開により、参加が困難になってくる懸念が指摘されています。

■文化芸術に触れる機会を増やすべき

- ・子ども時代に芸術作品に触ることによる刺激は非常に大きく、その後の人生に大きなプラスの影響を与えること、また、「鑑賞」領域と「参加・創作・発表」領域のバランスが重要であり、良質な鑑賞体験は、参加・創作・発表の意欲や質を高める効果があるなどの意見が、文化芸術施設を運営する指定管理者からありました。
- ・高校の部活動でも、実演（創作・表現活動）だけでなく鑑賞が奨励されているものの、実態としては積極的な鑑賞を促す働きかけには至っていない状況も見られます。

■文化芸術の社会包摂（様々な方が協力して同じ社会を形成していくこと）について

- ・本市は福祉施策が充実している一方、芸術分野での参加は進んでおらず、例えば障害のある方の文化芸術体験は十分とは言えない、という指摘があります。
- ・長い視点で見た人材育成が求められます。また、良質なボランティア人材は、子ども時代からの体験を積み重ねたボトムアップで充実が図られるべきと考えられています。
- ・文化芸術が「与える側」と「与えられる側」に二分されることなく、つながり、関わりあいを豊かにできることが必要とされています。

■職業芸術家の活躍機会確保と、**芸術愛好家**との交流拡大

- ・本市には、音楽をはじめ、芸術活動を生業とする職業芸術家（プロ）が多く在住しており、音楽協会は、他の分野とのコラボレーションや、ボランティア活動の窓口になるなど、音楽家同士や音楽家と地域との連携のプロデュース機能を果たすとともに、それらの情報が集まる「基盤」として機能しています。一方で、今後の多様な人材確保が課題となっています。また、音楽協会以外でも、単独で活動する芸術家に対する支援（情報発信の場の確保など）が求められています。
- ・職業音楽家は音楽活動で生計を立てている、という意識が市民に浸透しておらず、無料ボランティア活動を余儀なくされているのではないか、という指摘があります。
- ・**芸術愛好家**（アマ）の活動に対し、職業芸術家が能力を活かしてサポートし、一方、アマチュアの芸術愛好家が職業芸術家を応援するなど、プロ・アマの交流を通じた相互の活性化が求められています。

■施設やマネジメントの量的・質的向上

- ・個々の文化芸術施設を見ると、必ずしも使い勝手がよくない設備も見られるとの指摘があります。また、市内の文化芸術系のイベントなどでは、舞台技術など、専門的な技術を持った裏方スタッフの必要性も感じられています。
- ・郷土の伝統芸能は、その伝統が伝わる地域で活動することが望ましい反面、地元に活動場所が十分に確保されていない、魅力を伝える手立てがないといった悩みがあります。
- ・鑑賞の場、市民の発表の場として適正な規模（広さや客席数など）の施設が用意され、かつ近隣市町での連携も必要とされています。
- ・市民が公共施設を利用して文化芸術に関わる活動やイベントを開催するに当たっては、イ

ンターネットを通じて施設利用状況を調べることができますなどのIT化も進んでいますが、利用希望が集中する施設では予約が取りにくい状況にもなっており、利用者の満足度低下につながっているものと推察されます。定期的に利用する団体が継続的に安心して活動できる場を確保すると同時に、新たに利用を希望する市民や団体の潜在的な利用需要への対応も必要です。

- ・地域における文化芸術活動を支援する拠点や担い手として、公民館やその職員の果たす役割の低下が指摘されています。また、学校の教員の負担を軽減しつつ児童、生徒の課外活動を支援する担い手としても、地域の公民館の役割が期待されています。

③ 公共施設における文化芸術活動の状況（→資料編77～81ページ参照）

■分野別の施設利用状況（＊分野別分類については、巻末資料編77ページ参照。）

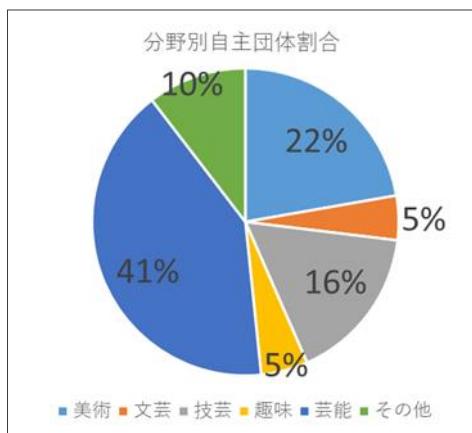
公民館及び安祥文化のさと（歴史博物館、市民ギャラリー、埋蔵文化財センター）における自主団体の分野別内訳を見ると、以下のとおりです。公民館では、2019年度は最も多いのが芸能（41%）で、次いで美術（22%）、技芸（16%）となっていましたが、2025年度は最も多いのが芸能（35%）で、次いで美術（27%）、技芸（19%）となっています。

安祥文化のさとでは、最も多いのは美術（39%）、次いで芸能（31%）、趣味（17%）の順となっていましたが、2025年度は最も多いのが美術（46%）で、次いで芸能（28%）、技芸（11%）となっています。

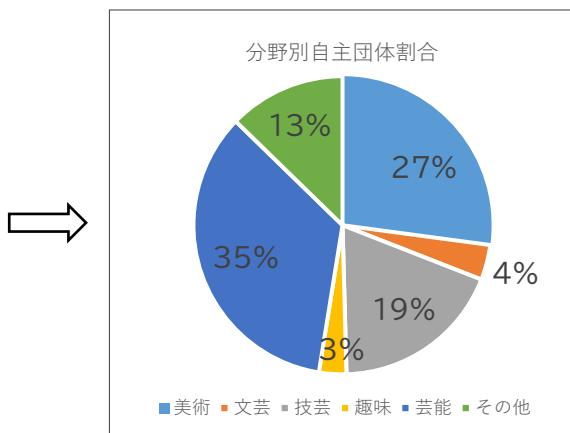
なお、いずれもアンケートにご回答いただいた団体の内訳となっています。

○【公民館】自主団体の分野別内訳（2019年度→2025年度）

【2019年度】

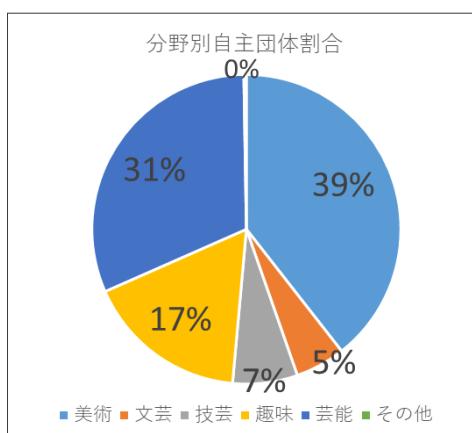


【2025年度】

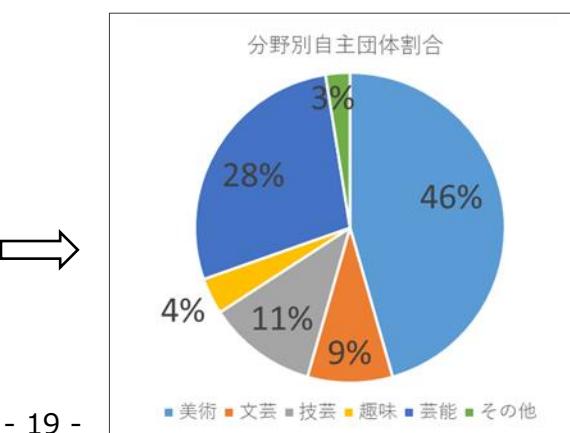


○【安祥文化のさと】自主団体の分野別内訳（2019年度→2025年度）

【2019年度】



【2025年度】

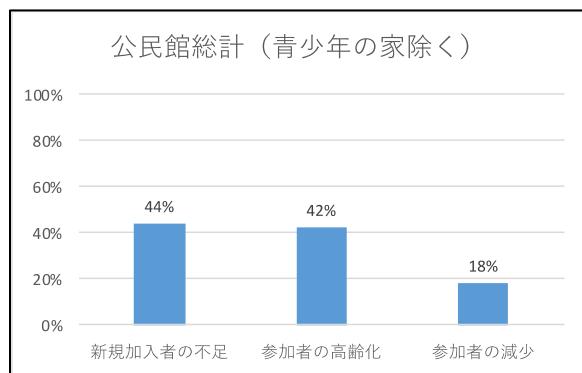


■自主団体の活動上の悩み

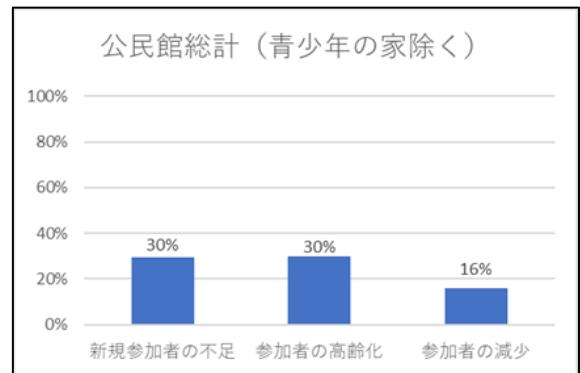
公共施設を利用する自主団体に対するアンケート調査により、団体が抱えている運営上の悩みを見ると、2019年度と同様に「新規加入者の不足」、「参加者の高齢化」、「参加者の減少」の3つが各団体に共通する問題・課題であることが分かりました。しかし、いずれも問題・課題と考える自主団体が減少しています。その理由として、計画策定後5年間の活動状況について、「やや活発化している」「活発化している」と答えた団体が20%を超えており、「やや停滞している」「停滞している」と答えた13%の団体を上回っていることが挙げられます。

○自主団体の持つ悩み（2019年度→2025年度）

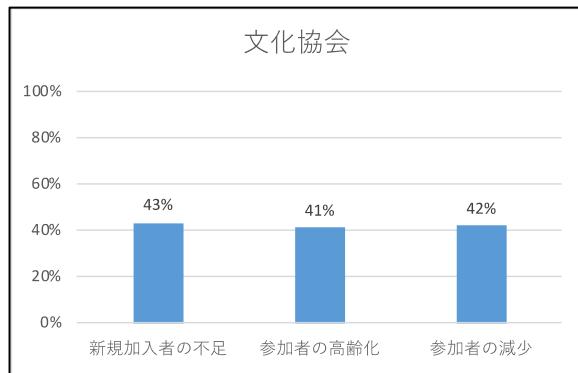
【2019年度】



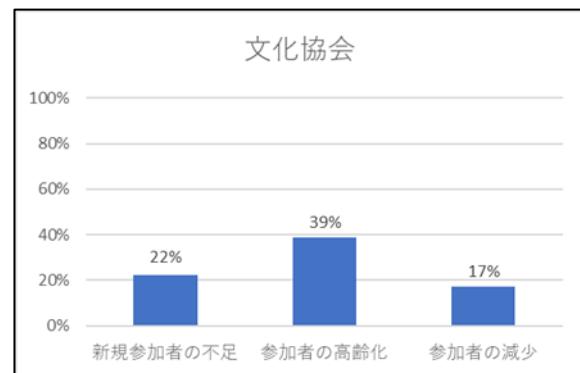
【2025年度】



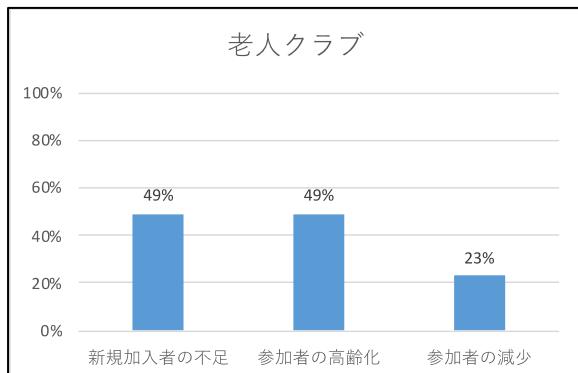
【2019年度】



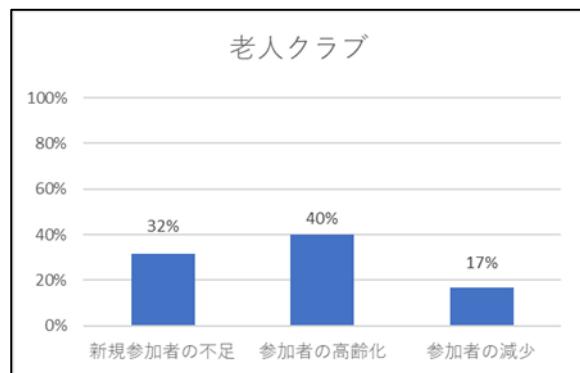
【2025年度】



【2019年度】



【2025年度】

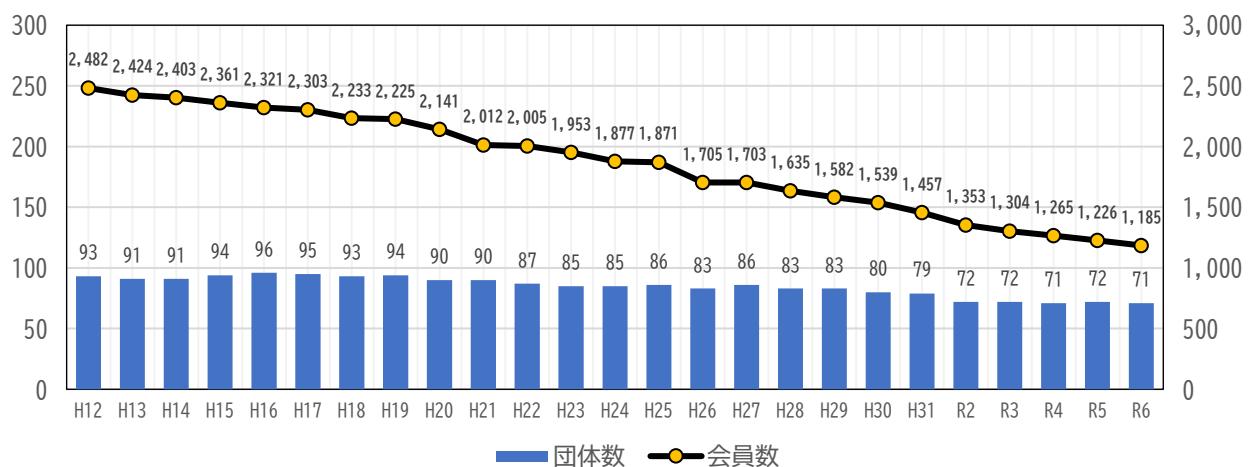


④ 安城文化協会の活動現状

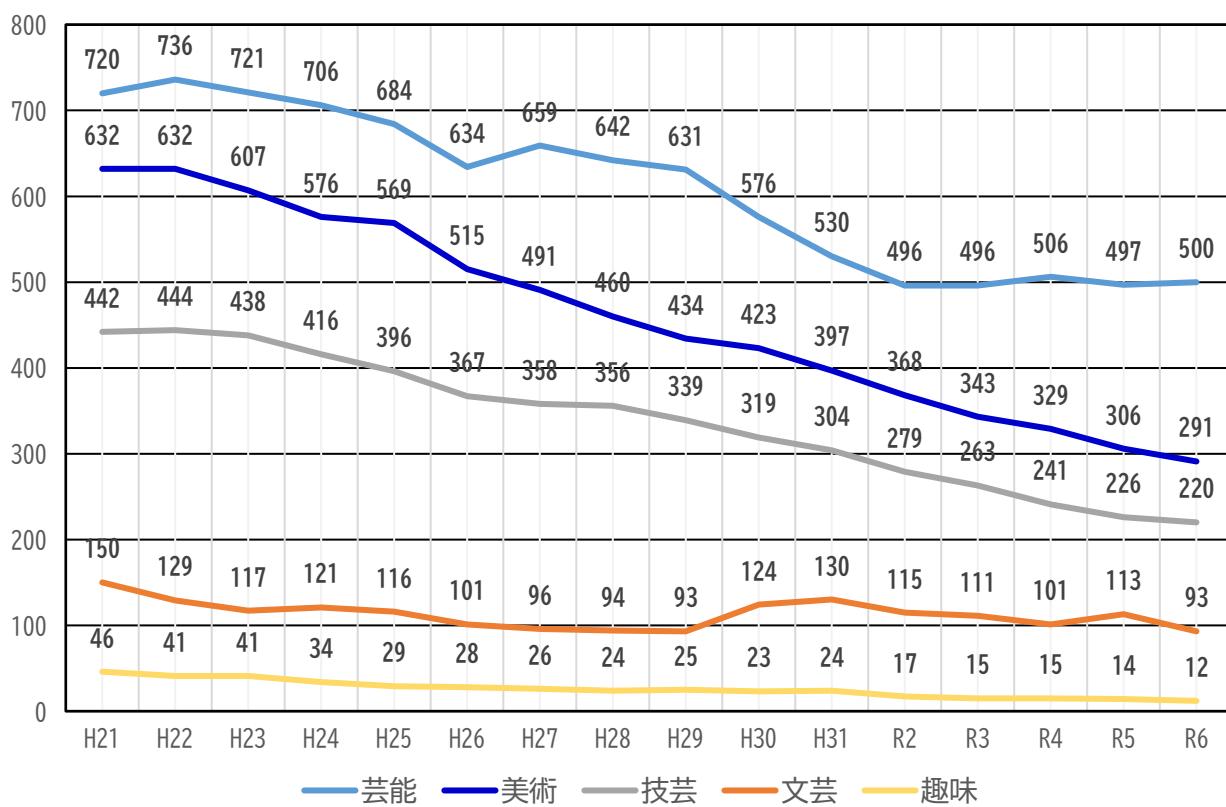
市内の市民主体の文化芸術活動状況の推移について、本市における文化芸術団体の代表的な連合体であり、1946年（昭和21）創立と、県内で2番目に古い歴史を持つ市民文化団体のひとつである安城文化協会について見てみると、会員数では2019年（令和元）から2024年（令和6）にかけて約19%の減少、加盟団体数も79団体から71団体と約10%の減少となっています。

文化協会では、各種の文化団体が相互に親睦を深め、文協祭や市民芸術祭など発表の機会を提供しています。しかし、会員の高齢化や会費の負担などもあって、会員数自体は減少しているものの、毎年新しい会員も加入しています。

安城文化協会の活動状況（団体数及び会員数の推移）



部門別会員数の推移



⑤ 子ども向けアンケート結果（→資料編〇ページ参照）

文化振興課（歴史博物館・市民ギャラリー等）主催で開催した講座やイベントに参加した18歳以下（121人、平均年齢9.5歳）に文化芸術鑑賞・体験についてアンケートをとりました。

- ・過去1年間に参加した文化芸術鑑賞については、「映画鑑賞」が8割を超え、次いで「歴史的な建物、遺跡、名勝地の見学」「美術展示鑑賞」「歴史・民俗展示鑑賞」への参加が3割を超えています。
- ・過去1年間で参加した文化芸術体験については、「地域の祭りや芸能への参加」が最も多く5割近くを占め、僅差で「音楽、バレエ、ダンス、美術の習い事」が続きます。なお、「音楽、バレエ、ダンス、美術等の習い事」は今後参加してみたい文化芸術体験で一番人気があります。
- ・子どもが考える文化芸術活動に参加するのに必要な要件は、「家から近いこと」が最も多く、eモニターアンケートと同様「行きやすさ」に重点が置かれています。しかし、次点で「興味があること」が上げられ、多様な参加体験の環境が求められています。

2-4 文化芸術に関わる課題

2-1から2-3に挙げた、本市の歴史、現状と市民意向（アンケート、ヒアリング調査結果）、及び本市を取巻く社会情勢などから、文化芸術の振興に関わる課題を以下のように整理します。なお、課題抽出に当たっては、以下の3つの視点から整理することとします。

〇課題整理の3つの視点

- 1 文化芸術活動が活性化するための「人づくり」
 - 2 誰でも文化芸術活動に参加し、継続していくための「仕組みづくり」
 - 3 文化芸術活動を長期的に支える「環境づくり」

① 現状・市民意向から見た課題

■参加型の文化芸術活動へ

アンケート結果から、文化芸術の鑑賞の機会に対し、自ら創作活動や伝統芸能などの活動に参加する市民は少ないことが見て取れます。今後は、受け身だけでなく、主体的に参加する活動へ移行していくことが課題と考えられます。

また、こうした参加型の文化芸術活動には、現在参加している方自身による、魅力の発信が不可欠です。

1 文化芸術活動が活性化するための「人づくり」

○鑑賞体験を通じた、自分でも創作、実演を体験してみたいと思える動機づくり、環境づくりの検討

○時間的、経済的な障壁とともに、情報不足による心理的障壁などが存在する

○文化芸術活動に参加する魅力の発信不足

2 誰でも文化芸術活動に参加し、継続していくための「仕組みづくり」

○グループ活動、個人活動など参加の形態の多様性に配慮した仕組みづくりが未整備

○体験者や参加者の増加のための有効な情報提供の必要性

■ 「行ってみたい」と思える歴史・文化芸術施設の魅力向上

施設により、「行ってみたい」という市民の意向に差が見られることから、支持率が低い施設についての魅力向上が課題と考えられます。

2 誰でも文化芸術活動に参加し、継続していけるための「仕組みづくり」

- 人気、支持率が低い施設における「行ってみたい」と感じさせる魅力づくりや情報発信の不足
- 芸術作品や文化財など、鑑賞者に感動を与える「本物」を体験できる機会が少ない

3 文化芸術活動を長期的に支える「環境づくり」

- だれでも施設利用ができるような交通手段、十分な駐車場が不足
- 市民活動のニーズと施設の規模（広さや客席数など）や機能などの組合せが適切ではない

■ 文化協会などの既存団体への参加者減少への対応

安城文化協会をはじめとする既存の文化芸術団体への参加者減少や、高齢化などの傾向が見られます。こうした団体の活性化が求められるとともに、文化芸術活動の参加形態が多様化していることから、時代に合わせた活動団体のあり方が問われています。

また、既存施設を利用した新たな活動場所や、地域のイベントなどでの発表など、活動場所の工夫が求められています。

1 文化芸術活動が活性化するための「人づくり」

- 文化芸術活動の形態や価値観の変化へ対応するための、時代にあった意識改革、マネジメント能力の向上、若い世代の参加促進の工夫が必要

2 誰でも文化芸術活動に参加し、継続していけるための「仕組みづくり」

- 会の魅力や加盟によるメリットを積極的にPRするなど情報発信の不足
- 他団体との交流促進、情報発信能力向上の取組みの必要性

3 文化芸術活動を長期的に支える「環境づくり」

- 活動場所、発表場所の拡大の取組みと支援（ソフト的支援も含む）

■ 伝統芸能・有形文化財の次世代への継承・教育現場における文化芸術の取組み

伝統芸能の継承として、学校教育の場も含め様々な取組みが行われていますが、長期的にはほとんど効果が出ていません。従来の方法についての検証と、時代に合わせた工夫や改良が求められます。また、指導者の高齢化による世代間の溝も見られるなど、次世代への継承活動を継続していくことが課題と考えられます。

有形文化財を次世代へ継承していくためには、定期的な修理が欠かせません。しかし、高額な修理費用の捻出が課題となっています。

また、市内の学校教育の中で部活動などの形で子どもたちの文化芸術体験がされていますが、部活動の縮小や教員の働き方改革などの社会的背景から、今後、文化芸術に触れ、自らも主体的に参加できる環境が維持できるかどうかが問われています。

1 文化芸術活動が活性化するための「人づくり」

- 「友人や年齢の近い先輩」が勧誘する方法や、異なる世代が交流する楽しさ、若い世代が伝統文化に魅力を感じられる場や仕組みの不足

2 誰でも文化芸術活動に参加し、継続していけるための「仕組みづくり」

- 進学先や卒業後の環境でも活動を継続していける仕組みづくりが必要
- 文化財の保存に対しての補助金の拡充
- 寄付やクラウドファンディングなどの新たな資金調達方法の開拓
- 学校と地域の協働による文化芸術活動の検討

■文化芸術に触れる機会増加

文化芸術活動を行っていく上では、歴史資源や様々な文化芸術に触れる機会が必要です。現在、鑑賞事業の取組みが進められていますが、採算などの問題で民間では実現が困難な事業もあります。また、「鑑賞」を経た上で、「普及・啓発」や「参加・創作」の各分野への誘導を図っていくことが課題と考えられます。こうした活動のためには、学芸員の指導や、学芸員自身の調査研究、また、これを担保する十分な収蔵施設が不可欠です。

また、文化芸術全体について安城文化協会に所属している専門家からの助言や、行政内各部門間や指定管理者との連携が求められています。

1 文化芸術活動が活性化するための「人づくり」

- アーティスト（プロ・アマ）のアウトリーチ（出張活動など）や発表場所の拡大の必要性

2 誰でも文化芸術活動に参加し、継続していけるための「仕組みづくり」

- 歴史資源や文化芸術に触れる機会の、量、質の向上
- 採算的に難しくとも、重要な企画へは行政が支援するなど、官民の役割の違いを意識した企画運営
- 「鑑賞」を「参加・創作」へとつなぎ、鑑賞の意欲を高める「普及・啓発」分野の取組みの不足
- 学芸員の定期的な指導や、調査研究の進展
- 文化芸術政策全体の方向性を審議する常設審議会や、長期的視点に立った専門的人材の必要性、行政内の部門連携、行政と指定管理者の連携強化

3 文化芸術活動を長期的に支える「環境づくり」

- 収蔵施設の確保と歴史博物館常設展示室のリニューアル

■だれでも文化芸術を享受できること

本市内で活動するアーティストの中には、福祉、医療の場に芸術を届ける活動をしている方も見られ、学校教育の場でもアウトリーチ事業（出張活動など）が行われるようになっています。また、障害のある方や外国人など、立場を越えた連携や、だれもが文化芸術を享受できるような取組みの促進が課題と考えられます。

1 文化芸術活動が活性化するための「人づくり」

- 福祉、教育、国際交流、多文化共生など、さまざまな分野と連携したアウトリーチ事業の拡大

2 誰でも文化芸術活動に参加し、継続していけるための「仕組みづくり」

- 障害のある方や外国人が文化芸術活動に参加するための取組みや、適切な情報発信

3 文化芸術活動を長期的に支える「環境づくり」

- 障害のある方の文化芸術活動のための移動手段の不足

■アーティストの活躍機会確保と地元住民との交流拡大

本市に暮らすアーティスト（プロ・アマ）が、文化芸術の担い手として活躍しようという意欲を持っていますが、地元で活躍する場が不足するなどの課題を抱えています。

1 文化芸術活動が活性化するための「人づくり」 及び**2 誰でも文化芸術活動に参加し、継続していけるための「仕組みづくり」**

- 地域に住む職業芸術家（プロ）が、地元で活躍できる機会や仕組み、環境の不足

- 芸術専攻の大学生を含め、若い世代のアーティストの参加促進

2 誰でも文化芸術活動に参加し、継続していけるための「仕組みづくり」

- 地元のアーティストによる地域に根ざした活動で、住民が良質な文化芸術に接する機会が少ない

■施設の運用や活用のマネジメントの向上

本市には数多くの文化芸術施設や文化財がありますが、それらを文化芸術の振興のために活かしていく人材が求められています。また、運用面の改善などにより、施設と使い手の適切な組合せが課題と考えられます。

また、老朽化しつつある文化芸術施設について、長期的な視野に立って対応を検討していくことが求められています。

2 誰でも文化芸術活動に参加し、継続していけるための「仕組みづくり」

- 行政における、文化芸術活動を市民とともに支え、「育てる」意識への改善

3 文化芸術活動を長期的に支える「環境づくり」

- 伝統芸能の練習場所の確保など、継承へ向けての環境づくりの必要性

- 既存施設の有効活用や地域や学校との連携の拡大

- 老朽化しつつある施設の大規模改修、規模や機能についての長期的ビジョンの検討

② 文化芸術を取巻く社会潮流から見た課題

本市を含め、我が国全般の社会情勢も踏まえると、以下に挙げるような課題が考えられます。

◆我が国をめぐる社会的動向への対応課題

- 地域の歴史や伝統文化を通じて多様な人々が交流することや「共通の関心事を持つ人々」によるコミュニティづくりへの着目（コミュニティの絆）
- 伝統文化をはじめとした文化芸術の担い手の減少に対応した、参加者の増加、担い手確保、学校教育の場における文化芸術教育の機会確保（多世代参画・持続可能性）
- 少子、超高齢社会における、子育て世代や、高齢者的心身ともに健康な長寿生活をおくるための、文化芸術面における支援、豊かな生活環境づくり（ウェルビーイング）
- 文化芸術施設や文化財の防災性確保（大規模自然災害発生のリスク）
- 外国人や障害のある方など、多様な人々が文化芸術に触れることができる社会づくり（多文化共生・社会包摂）
- 文化芸術活動を支援する手段として、最新のデジタル技術活用の検討（デジタル技術の効果的な活用）
- 地域の人々を主体とし、地域の資源を活かした文化芸術における取組の支援（地域活性化）

③ 本市の地域特性から見た課題

特に本市の都市構造などの地域特性や歴史・文化的特色から見た課題を整理すると、以下のとおりです。

◆中心市街地に集中する拠点文化芸術施設に関する課題

本市においては、拠点的な文化芸術施設が中心市街地内に比較的多く立地しており、都市機能がコンパクトにまとまった「歩いて暮らしやすいまち」の構造が実現されていることから、こうした強みを活かす施策が課題と考えられます。

- 安城市文化センター（中央公民館／へきしんギャラクシープラザ）、市民会館（サルビアホール）、図書情報館（アンフォーレ）、安祥文化のさと（歴史博物館・市民ギャラリー・埋蔵文化財センター）の中核的文化芸術拠点施設のネットワーク化（企画・運営面での連携、まち歩きの促進など）
- 文化芸術を通じて、市民や来訪者がまちなかを楽しく歩ける都市基盤や仕組みづくり

◆市内各所に分散立地する文化芸術施設に関する課題

中心市街地に拠点的施設が集中する一方、一部の施設は市内各地に分散しており、公共交通機関の利便性が十分とはいえないものもあることから、高齢者や障害のある方など、社会的弱者（交通弱者）の利用が困難であるケースも見受けられます。こうした施設については交通手段の確保も課題と考えられます。

- 中心市街地以外に立地する文化芸術施設などに対するアクセス利便性の確保

- ◆「日本デンマーク」時代の歴史の遺産の活用をはじめ、歴史的資産に関する課題
- 古代から中世、近世にかけての安城のシンボル的な史跡、歴史的建造物として、桜井古墳群、本證寺や安城城（安祥城）などの文化財の保護、適正な利活用
 - 今日の安城の精神的基盤に影響を与えていた「日本デンマーク」時代の歴史遺産の保存、活用（明治用水、近代化遺産）と、地域コミュニティを基礎単位とした文化芸術活動の振興
 - 安城が歴史上最も注目された「日本デンマーク」時代の、地方自治、地方創生、まちづくりといった今日的視点での再評価
 - 歴史的資源（有形の建造物・無形の民俗文化財など）は、その資源が立地する現地で保存することが必要であることを念頭に置いた、「まち歩き」による歴史資源のネットワーク化

④ 課題のまとめ（本市の強み・弱みと社会潮流）

以上①から③に挙げた課題を総括するうえで、本市の持つ「強み」をより活かしていくとともに、「弱み」や「リスク」に対してはそれを改善し、補っていくことが必要である、という考え方から、以下のように課題の整理を行いました。

本市の文化芸術面での「強み」	本市の文化芸術面での「弱み」「リスク」
<ul style="list-style-type: none"> ◆安城のシンボルとしての歴史資源（桜井古墳群、本證寺、安城城（安祥城）など）を持つ ◆地域独特の伝統芸能のほか、七夕まつりなど広く知られるイベントが生活文化として定着している 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市街地開発が進み、歴史的なまちなみ景観が喪失している ◆伝統芸能の後継者、指導者が不足している
<ul style="list-style-type: none"> ◆近代における「日本デンマーク」の農業文化と、それを起源として文化協会へとつながる、独特な地域文化の土壤が豊か ◆多くの市民が文化芸術を重要と認識している 	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化協会をはじめ文化芸術団体の高齢化が進み、参加人数も減少 ◆普遍的なアイデンティティの欠如 ◆文化芸術活動に実際に参加する市民が少ない ◆アートマネジメント能力や情報発信力の不足
<ul style="list-style-type: none"> ◆中心市街地及びその周辺において、拠点的文化芸術施設がコンパクトにまとまって立地 ◆歴史博物館、市民ギャラリー、埋蔵文化財センターを持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化芸術施設の使い勝手の不足、公共交通利便性の不足 ◆ホールなど施設の一部が老朽化

社会潮流

- ◆急速に進む少子高齢社会への対応（子育て環境の充実ニーズ、健康な長寿社会の実現）
- ◆精神的豊かさの希求や、環境共生の意識
- ◆地域の個性や資源を活かし、地域の人々が主体的に参加する地域創生
- ◆多様性を認め合い、誰にでもやさしさを持つ「共生社会」
- ◆SNS、動画投稿サイトなどを通じて誰でも簡単に情報の受発信ができる「ネット社会」
- ◆コロナ禍を経て、再認識された文化芸術の本質的な価値
- ◆「持続可能な開発目標（S D G s）」へ向けた、文化芸術の振興を通じた取組み
- ◆急速に発展するデジタル化

3 文化振興計画

3-1 文化芸術の社会的役割と文化芸術振興の意義

① 文化芸術の社会的役割

ここでは、まず上位計画である文化芸術振興基本法において掲げられた、文化芸術の役割についての考え方を整理します。

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。(文化芸術振興基本法前文より)

【文化芸術の持つ役割】(文化芸術振興基本法前文より)

- ◆人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高める役割
- ◆人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れができる心豊かな社会を形成する役割
- ◆それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通の「よりどころ」となる役割

【文化芸術振興の課題】(文化芸術振興基本法前文より)

- ◆文化芸術がその役割を果たすための基盤や環境の整備
- ◆文化芸術が生み出す様々な価値を生かしつつ、伝統的な文化芸術の継承・発展と、独創性のある新たな文化芸術の創造を促すこと
- ◆文化芸術の礎である「表現の自由」の重要性を深く認識し、文化芸術を行う者の自主性を尊重しつつ、文化芸術を国民にとって身近なものとすること

【文化芸術振興基本法の基本理念】(文化芸術振興基本法第2条より)

◆自主性・創造性・多様性の尊重

文化芸術の多様性や、文化芸術を行う者の自主性、創造性を尊重し、その地位向上や能力発揮を図る。(法2条1項・2項・6項)

◆あらゆる人々のために

あらゆる人が文化芸術を創造し、享受できる権利を保障する。また、文化芸術を行う者や広く国民の意見を反映する。(法2条3項・9項)

◆国際性

国際的な視野に立った文化芸術の発展を図り、また、我が国の文化芸術を世界へ発信する。(法2条4項・7項)

◆地域性

地域の人々が主体的に参加し、また、地域の歴史、風土の特色を反映する。(法2条6項)

◆教育の重要性への配慮

乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に配慮し、学校、文化芸術団体、家庭、地域が相互に連携する。(法2条8項)

◆他分野との連携

他分野との連携を通じ、文化芸術によって生み出されるさまざまな価値を活かす。(法2条10項)

② 本計画の策定意義

「文化芸術の振興に関する基本方針 第4次基本方針」によれば、文化芸術振興の意義として以下の事項が挙げられています。本計画における文化芸術振興の施策立案においては、これらの意義の実現を目指すものとします。

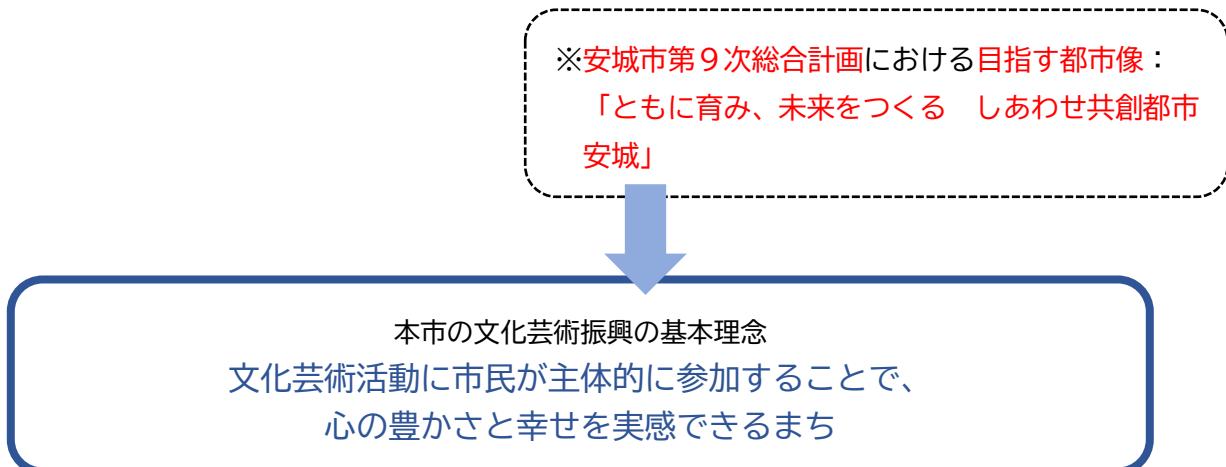
【文化芸術振興の意義】

- ・市民が文化芸術に触れることで、豊かな人間性や高い創造力、鋭い感性などを育み、人として生きるための糧となる。
- ・共感し合う心を通じ、人間の相互理解を促進し、共に生きる社会の基盤が形成される。
- ・新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動が実現される。
- ・科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献する。
- ・文化の多様性を維持し、相互理解を深めることによって、世界平和の礎となる。



3-2 本市の文化芸術振興の基本理念と基本方針

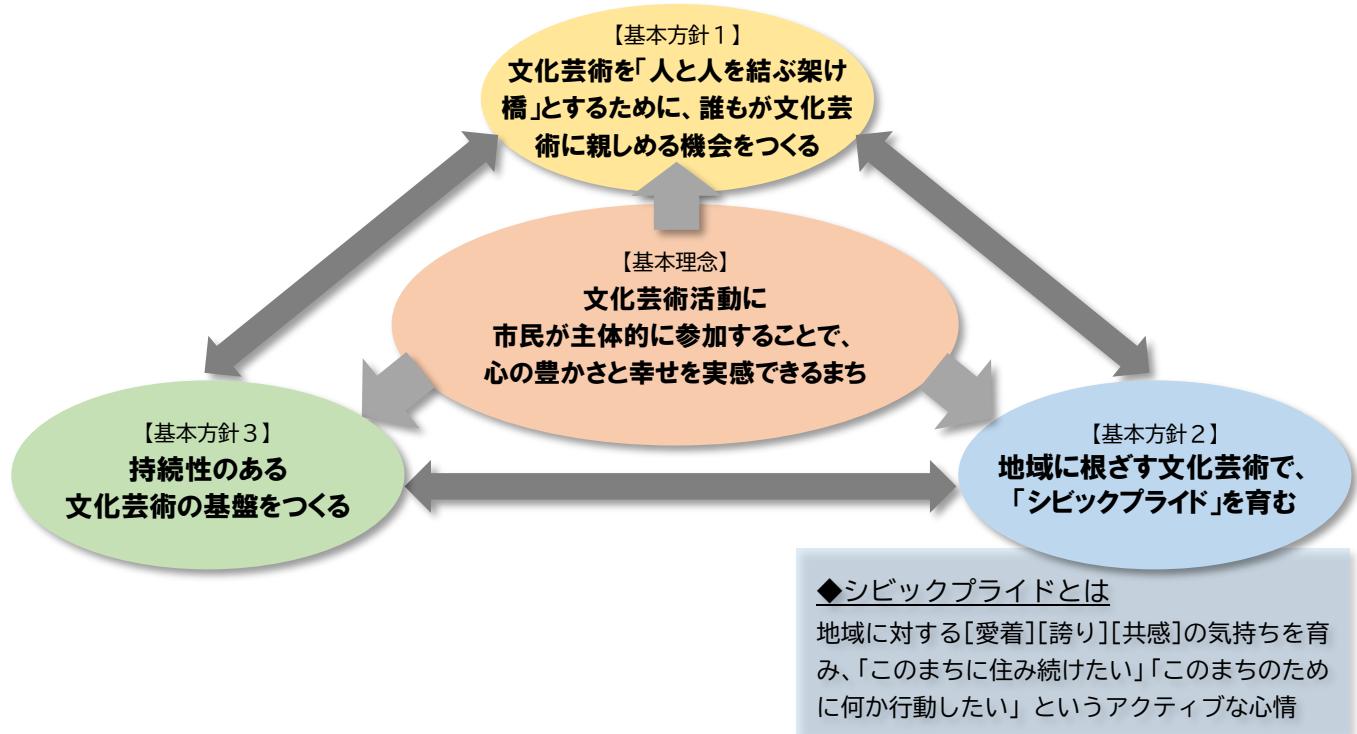
3-1に挙げた文化芸術振興基本法の基本理念とそこから読み取れる文化芸術の社会的意義、本市の上位計画である安城市第9次総合計画における理念を踏まえ、市民アンケートやヒアリングからの課題の解決を見据えつつ、本市における文化芸術振興の基本理念とその実現のための基本方針を以下のとおりとします。



心身ともに健康で幸せな人生を送るための「生き方」を学びあい、市民が主体となってより豊かな社会を目指してその土壤を耕すこと。その成果を実感できるまちを目指す。

【基本理念の実現のための施策の3つの基本方針】

- ◆文化芸術を「人と人を結ぶ架け橋」とするために、誰もが文化芸術に親しめる機会をつくる
- ◆地域に根ざす文化芸術で、「シビックプライド」を育む
- ◆持続性のある文化芸術の基盤をつくる



基本方針1

文化芸術を「人と人を結ぶ架け橋」とするために、誰もが文化芸術に親しめる機会をつくる

① 文化芸術への出会いのドアを開く

「与え手(表現するひと)」と「受け手(鑑賞するひと)」の双方があって文化芸術は成立することから、両者を結び、互恵の関係を築きます。また、「受け手」の人々が「与え手」として参加できる機会をつくります。

- 普及・啓発事業の充実による、文化芸術への関心、興味の向上
- 質、量ともに充実した鑑賞、創作体験の機会創出
- 鑑賞体験を創作参加意欲へ、創作・発表体験を鑑賞意欲へ、それにつなげる循環促進
- インターネットの特性を活かした、文化芸術の受発信の多様化

② 年齢の節目ごとや立場の違いによる多様なニーズへの対応

文化芸術を通じ、世代、**国籍**、障害の有無に**関わらず**、さまざまな人々を結びます。

- 子育て世代、子どもたちの文化芸術への出会いの機会の創出
- 定年後のシニア世代、高齢者層の心と体の健康増進、人材活用
- 障害のある方の自己充実、社会参加
- 外国人との共生

基本方針2

地域に根ざす文化芸術で、「シビックプライド」を育む

① 文化芸術を巡って歩けるまち

安城らしさを形づくっている歴史資源に気づき、守り、活かすなどの活動を通じて、安城に対する「愛着」「誇り」「共感」を育み、「このまちで暮らし続けたい」「このまちの魅力を他者に伝えたい」という積極的な意思を持つるきっかけをつくります。

- 歴史資源を歩いて巡ることによる、新たな発見、地域の魅力の再認識
- 地域ごとの特徴を活かし、地域の人々が日常生活の中で文化芸術の振興に取組むことによる、地域コミュニティの活性化
- 既存の公共空間（公園、広場、道路、水路、駅、他の公共施設など）や、民有施設の特質や文化的な背景を利活用した文化芸術の場づくり など

② アーティストと市民ファンがつながるまち

アーティスト（**職業芸術家（プロ）**、**芸術愛好家（アマ）**を含む）と市民ファンがそれぞれ安城という地域を誇りにし、文化芸術を通じてつながり合い、お互いを育み合う関係をつくり出します。

- アーティストが地元の市民ファンに支持され、市民ファンがアーティストを応援することを通じた、安城の文化芸術を互いに高め合える状態づくり
- 安城で暮らすアーティストの応援、暮らしたいと思える環境づくり など

基本方針3

持続性のある文化芸術の基盤をつくる

① 次世代への継承

その後の人生に影響を与えるかもしれない「子ども時代の体験」をより豊かにするための環境をつくります。また、伝統芸能など、文化芸術の担い手の世代間の継承を図るとともに、生涯に渡る「文化芸術が身近にある暮らし」の実現を目指します。

- 学校教育や地域活動との連携、学校卒業後の活動の受け皿づくり
- 伝統芸能の活動の場づくり、歴史ガイドボランティアや指導者確保と後継者育成

② 「情報」と「場」の提供と、よりよい「仕組み」づくり

文化芸術の持続的な振興のためのソフト、ハードを改善するための、長期的・継続的な施策を立てます。

- 情報の共有（施設利用の利便性向上、市民活動の情報交流、ニーズの適切な組合せ）
- 情報の発信（認知度、理解度の向上、広域交流の推進、まちの魅力発信の推進）
- 施設利用の最適化（公共施設マネジメントと整合した維持・管理・整備、民間施設などとの連携）

【コラム】

多様な世代が協働してひとつのプロジェクトに継続的に取組み、世代間を結ぶことにより、地域コミュニティの堅牢性や持続性につながる取組みが本市でも行われています。



《子どもと大人が共に創る舞台芸術》

本市出身の小説家の原作をもとにしたミュージカル作品。10歳から70歳まで幅広い出演者や舞台スタッフを公募で集めています。ミュージカルやオペラは、音楽、ダンス、演劇、舞台美術など多くの分野からなる総合芸術であり、子どものみではできない舞台体験の場ともなるなど、多くの人々を結ぶ取組みの一つと言えます。

《芸術領域におけるクラブチーム的な活動》

安城市少年少女合唱団。学校単位の活動を越えて、市の文化事業に活発に出演して、本市の文化発信の担い手として活躍しています。学校教育と社会教育の架け橋として、また、学校と地域社会の架け橋として、文化・芸術は有効な視点とも考えられます。



3-3 施策の内容

① 施策の「3つの柱」

ここでは、課題整理に用いた3つの視点（人づくり・仕組みづくり・環境づくり）から、施策の3つの柱を設定します。

【3つの柱からなる文化芸術振興施策の体系】

1 文化芸術活動が活性化するための「人づくり」に関する施策

S D G s 上の位置付け



2 誰でも文化芸術活動に参加し、継続していけるための「仕組みづくり」に関する施策

S D G s 上の位置付け

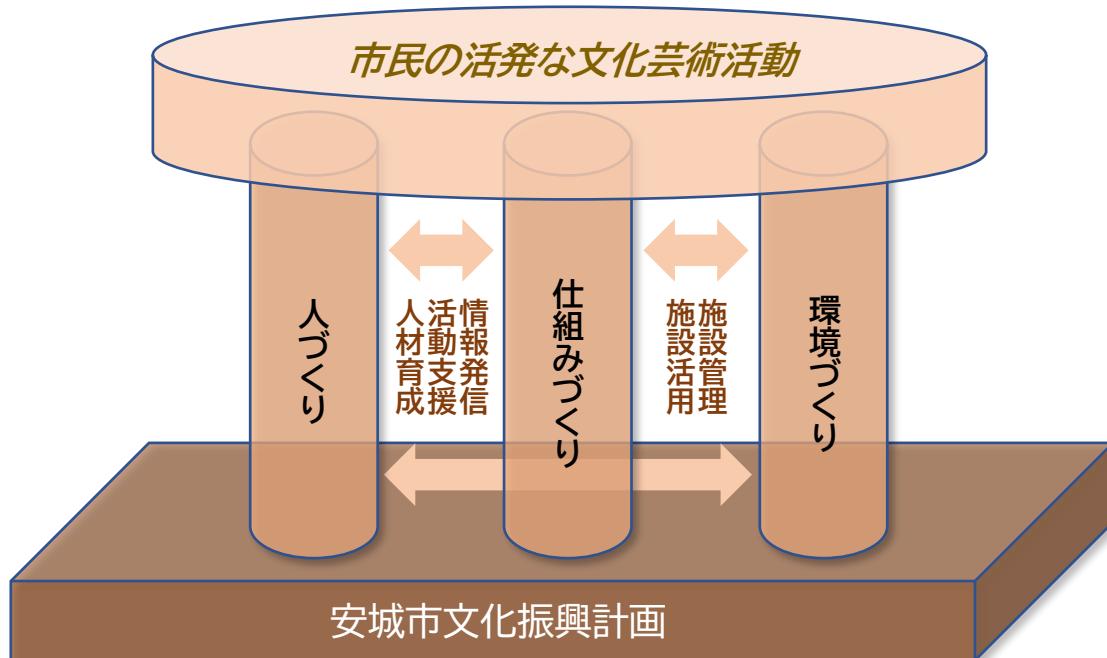


3 文化芸術活動を長期的に支える「環境づくり」に関する施策

S D G s 上の位置付け



【安城市文化振興計画の骨組み】



(注) ここでいう「市民」とは、安城市自治基本条例第3条の（1）「市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）」のとおり、広い範囲の人々を指します。

② 施策と方法

3つの柱ごとに、3-2に定めた基本方針に基づく具体的な施策と方法を以下のとおり定めます。なお、以下の施策ごとに示す取組みは例示であり、本計画を推進していく中で、目的に照らし状況に応じて取組みの見直しや拡大も図っていくこととします。

1 文化芸術活動が活性化するための「人づくり」に関する施策

(方針1-①②、方針2-①②、方針3-②に対応)

(1) 会の運営能力（アートマネジメント）を向上します

- ・アートマネジメント能力の向上（専門家の導入、運営への助言、研修会開催など）
- ・会の存在意義再確認、情報（魅力）発信力、資金調達能力、ＩＣＴ運用能力、事務能力などの向上
- ・新規加入促進の工夫、人間関係の改善
- ・参加資格の緩和、ノウハウの伝承方法の工夫

(2) **多分野・多団体**と交流を進めます

- ・多くの団体との交流、課題の共通解決
- ・同じ分野に限らず、多分野でのコラボレーション

(3) 発表場所・活動場所などを拡大します

- ・自ら発表、活動の場所や機会を増やす努力

(4) アウトリーチ（出張活動など）を推進します

- ・市内在住のアーティスト（プロ・アマ）などによる学校、福祉施設などへのアウトリーチ推進
- ・アーティストとアウトリーチ受け入れ側との適切な組み合わせ

2 誰でも文化芸術活動に参加し、継続していけるための「仕組みづくり」に関する施策

(方針1-①②、方針2-①②、方針3-①②に対応)

(1) 会の運営能力（アートマネジメント）の向上を支える仕組みをつくります

- ・外部の専門家の導入による諸団体へのアドバイスやコーディネート体制構築
- ・アートマネジメント能力向上の環境整備（専門家の導入、市職員研修など）
- ・会の問題解決能力を引き出し、団体を育て、支援する対応やそのための仕組みづくり
- ・文化芸術団体を「育てる」対応への転換

(2) 情報発信・受信のあり方を整備します

- ・情報の発信と受信の整備（特に障害のある方）

(3) 鑑賞後、感動を次につなげる工夫を行います

- ・よい鑑賞体験を引き出すための講座の設置（長期講座）

(4) 発表機会（イベント）や活動場所が確保できるように誘導します

- ・発表場所や活動場所に関する情報の整理（分布図などの作成）やワンストップ窓口の整備
- ・継続団体に対する活動場所と時間の「固定化」と、新規参入者の受け入れ
- ・大人向けとともに子ども対象のアウトリーチの拡大（特に地元アーティストと地元住民の）

- 結びつきの強化)
- ・公共空間などの市民活用に際しての、公共施設管理者との協議や行政手続きの円滑化
- (5) 専門家（学芸員）から指導を受けられるようにします
- ・定期的な指導（長期講座）と育成活動
- (6) 長期的視野に立った文化芸術振興専門家の育成を調査研究します
- ・文化芸術振興専門家の育成（行政内及び市民、一部指定管理者）
 - ・文化芸術審議会などの調査研究
- (7) 学校と地域の協働による活動機会を確保します
- ・学校と地域の連携による中学生日曜教室などの子ども対象事業の実施
- (8) **多分野・多団体との交流・協力を進めます**
- ・交流のきっかけづくりや支援
 - ・学校や福祉施設などとの交流機会のアレンジ
- (9) 文化芸術に触れる機会の増加・拡大を検討します
- ・事業の増加・拡大、広域連携、まち歩きなど新たな手法の検討
 - ・常設で文化芸術に触れる仕組みの検討
 - ・鑑賞者に感動を与える「本物」を体験できる機会の提供
 - ・障害のある方、外国人などが文化芸術に参加する機会の増加
 - ・文化財保存とそのための資金調達
- (10) 文化芸術分野の調査研究を進展させます
- ・学芸員による調査研究の進展
 - ・外部専門家を交えた調査研究の実施
 - ・学芸員と市民の共同研究とその発信
- (11) 効果的な事業運営のあり方を調査研究します
- ・職務分掌の検討（市民会館と文化センターのホール事業の主管課の検討、文化財分野と文化芸術分野の調整）
 - ・長期的視野に立った事業の実施

3 文化芸術活動を長期的に支える「環境づくり」に関する施策

（方針1-②、方針2-①、方針3-②に対応）

- (1) 発表場所・活動場所を確保します
- ・発表場所・練習場所確保のための工夫と情報整理、利用ルールなどの再検討
 - ・市街地での練習場所確保の工夫
 - ・コンペ方式による優秀企画の募集や学割の検討
 - ・まちなかの公共空間などの活用や、空き地・空き店舗の利活用、学校行事、行政行事などにおける市民の芸術文化活動とコラボレーション推進 など

- ・公共施設の敷地、駅、道路、公園・広場などにおける市民の文化芸術活動の発表・活動の場の掘り起こし
- (2) 乗り合わせなどによる移動手段の確保を進めます（特に障害のある方）
 - ・乗り合わせの工夫など、ソフト的な移動手段不足の解決策
- (3) 市民協働による歴史博物館のリニューアルを調査研究します
 - ・市民がプロセスに参加する形でのリニューアルの調査研究
- (4) 未来の文化芸術活動を担保する十分な収蔵施設について調査研究します
 - ・歴史博物館・ギャラリー収蔵庫の不足への調査研究
 - ・文化財の博物館収蔵庫への寄託促進を含めた文化財防災対策
- (5) 史跡整備による歴史まちづくりを実施します
 - ・市民参加による地域創造につながる史跡整備（「市民が歴史や文化を主体的に楽しめる歴史まちづくり」の推進）
- (6) 市民協働による歴史的建造物などの保存・活用・整備を調査研究します
 - ・市民による活用を視野に入れた歴史的建造物などの保存・活用・整備
- (7) 長期的に市民に支持される施設のあり方を調査研究します
 - ・老朽化した文化芸術施設についての調査研究
 - ・ＩＣＴ設備の導入など、既存施設の機能の磨き上げ

課題と基本理念・基本方針・施策の関係



3-4 重点施策

3-3に挙げた施策のうち、**本計画の計画期間において**、特に重点的に推進すべき施策として、以下のように設定します。

重点施策

重点施策1【交流・連携・発信につながる運営能力の向上】

- ・専門家の指導によるアートマネジメント学習（文化芸術に携わる個人、団体、行政などが、それぞれの役割を持ちつつ連携できる運営能力の向上）
施策：1(1)、2(1)
- ・文化芸術団体の交流促進
施策：1(2)、2(8)

重点施策2【活動場所の有効活用と再発見】

- ・既存施設（公民館・福祉センター・ホール）のネットワークによる有効活用
施策：1(3)、2(4)、3(1)
- ・史跡、地域イベント、地域の施設などの公共空間の新たな利活用
施策：1(3)、2(4)、3(1)
- ・歴史、文化芸術をめぐる「まち歩き」の促進
施策：2(9)

重点施策3【文化芸術に関わる人の増加と次世代を担う子どもたちへの支援】

- ・「文化芸術との出会いの場と機会」の増加
施策：1(4)、2(9)
- ・鑑賞体験、創作体験に関わる参加者の増加
施策：2(3)
- ・学校教育との連携や学校と地域の連携の促進
施策：2(7)

重点施策を支える 交流基盤づくり

- ・個人、団体、地域、行政などが情報交換をし、協働の可能性を模索できる場づくり

4 計画の推進に向けて

4-1 計画推進の体系と方針

① 利用圏域の広さから見た文化芸術振興施策の体系

文化芸術振興を図るうえでは、施設の利用圏域の広さに応じて、地域レベル、全市レベル、広域レベルでそれぞれの特性と課題に対応した施策を示します。

◆地域コミュニティレベル（概ね中学校区、公民館利用圏を基本）

- ・徒歩や自転車を使って日常的に文化芸術に触れ、体験する場として、公民館、学校その他施設を地域拠点とし、子育て、学校教育、地域医療・福祉などとも連携した活動の振興を図ります。
- ・地域で暮らすアーティストと地域コミュニティの関係を豊かにできるような機会を増やします。
- ・地域特有の歴史資源、伝統芸能などを活かしながら、地域の人々が主体的に文化芸術に関わる機会を豊かにし、地域コミュニティの持続化、活性化を通じ、シビックプライドを醸成します。
- ・地域の魅力を外部に発信し、他の地域の人々との交流を活発にします。

◆市域レベル

- ・文化センター、市民会館、歴史博物館・市民ギャラリーをはじめ拠点施設を中心として、多くの人が集まる魅力づくりや移動手段の確保を図ります。

◆広域レベル

- ・隣接7市をはじめ広域圏における拠点施設や、周辺他市町の拠点施設との連携、全国的な連携（共同制作など）により、市単独では困難な取組みの実現を図ります。

② 行政・市民の役割分担と連携の方針（主体別の役割）

行政、市民、指定管理者それぞれが担うべき役割として、以下のような事項が挙げられます。各主体はそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携をして補完しあうこととします。

◆行政が果たすべき役割

- ・市民の文化芸術活動の支援（情報交流の支援、マネジメント支援、財政支援など）
- ・全ての人々が文化芸術を享受できるような支援（学校教育の場、医療・福祉の場における文化芸術活動、外国人や障害のある方に配慮した環境整備など）
- ・文化芸術活動の基盤となる公共施設の企画運営、計画的な維持管理、改善など
- ・史跡、文化財などの調査研究と、市民参加と協働、整備などによる「歴史まちづくり」の推進
- ・職員全体の能力と意識の向上

◆文化芸術に関わる市民（個人・団体）の担い手としての役割

- ・文化芸術活動を行っていく上でのマネジメント能力の向上
- ・文化芸術活動への参加の輪の拡大

- ・鑑賞などを通じた文化芸術及びアーティストの支援と、創造、表現活動への積極的な参加
- ・アーティストと市民ファンの連携促進
- ・地域の伝統文化の継承

◆文化芸術に関わる指定管理者の果たすべき役割

- ・行政との協働による公共施設のより効果的な事業運用
- ・文化芸術に市民が触れる機会の創出と普及・啓発事業

1 文化芸術活動が活性化するための「人づくり」に関する施策

	対象圏域			役割分担		
	地域コミュニティ	市域	広域	行政	個人・団体	一部指定管理者
(1) 会の運営能力（アートマネジメント）の向上	○			○	○	
(2) 多 分野・ 多 団体との交流		○	○	○	○	
(3) 発表場所・活動場所などの拡大	○	○	○	○	○	
(4) アウトリーチ（出張活動など）の推進		○	○	○	○	

2 誰でも文化・芸術活動に参加し、継続していくための「仕組みづくり」に関する施策

	対象圏域			役割分担		
	地域コミュニティ	市域	広域	行政	個人・団体	一部指定管理者
(1) 会の運営能力（アートマネジメント）を向上させる仕組みづくり		○	○	○		
(2) 情報発信・受信のあり方の整備	○	○	○	○		
(3) 鑑賞後、感動を次につなげる工夫		○	○	○		
(4) 発表機会（イベント）や活動場所の確保のための誘導	○	○		○		
(5) 専門家（学芸員）からの指導		○	○	○		
(6) 長期的視野に立った文化芸術振興専門家の育成の調査研究		○	○	○		
(7) 学校と地域の協働による活動機会の確保	○	○		○	○	
(8) 多 分野・ 多 団体との交流・協力促進		○	○	○	○	
(9) 文化芸術に触れる機会の増加・拡大の検討	○	○	○	○	○	○
(10) 文化芸術分野の調査研究の進展	○	○		○		
(11) 効果的な事業運営のあり方の調査研究		○		○		○

	利用圏域						役割分担		
	地域コミュニティ	市域	広域	行政	個人・団体	一部指定管理者			
(1) 発表場所・練習場所の確保	○	○		○					
(2) 乗り合わせなどによる移動手段の確保	○	○		○					
(3) 市民協働による歴史博物館のリニューアルの調査研究		○		○	○				
(4) 未来の文化芸術活動を担保する十分な収蔵施設の調査研究		○		○					
(5) 史跡整備による歴史まちづくりの実施	○	○		○	○				
(6) 市民協働による歴史的建造物などの保存・活用・整備の調査研究	○	○		○	○				
(7) 長期的に市民に支持される施設のあり方の調査研究	○	○		○	○				

③ 文化芸術行政の構造、他の機関との連携の方針

文化芸術行政として意思決定が一本化できるよう、組織の調整を調査研究します。一方、文化芸術分野が多方面に渡る社会包摂を十分に発揮するためには、行政内における異なる部門間の連携を的確に図ることも重要であり、こうした市関連施設の「横の連携」が円滑になるようにします。

- ・文化芸術行政の持続的なあり方の検討
- ・生涯学習、学校教育など、教育委員会内の横の連携と、文化芸術行政の方向性の共有化
- ・文化芸術行政担当部署の最適化と窓口のワンストップ化
- ・まちづくり、産業分野、福祉、市民協働分野などとの連携
- ・愛知県公立文化施設協議会、一般財団法人地域創造などの文化芸術に関わる専門的団体や、芸術系大学、市内の学校法人などとの連携

施 策	文化振興課	生涯学習課	スポーツ課	アンフォーレ課	障害福祉課	高齢福祉課	商工課	学校・学校教育課	社会福祉協議会	一部指定管理者※
1 文化芸術活動が活性化するための「人づくり」に関する施策										
(1) 会の運営能力（アートマネジメント）の向上	○	○	○	○		○		○	○	
(2) 多分野・多団体との交流	○	○	○	○		○		○	○	
(3) 発表場所・活動場所などの拡大	○	○	○	○		○	○	○	○	
(4) アウトリーチ（出張活動など）の推進	○							○		

施 策	文化振興課	生涯学習課	スポーツ課	アンフォーレ課	障害福祉課	高齢福祉課	商工課	学校・学校教育課	社会福祉協議会	一部指定管理者※
2 誰でも文化芸術活動に参加し、継続していけるための「仕組みづくり」に関する施策										
(1) 会の運営能力(アートマネジメント)を向上させる仕組みづくり	○	○	○	○		○		○	○	
(2) 情報発信・受信のあり方の整備	○	○			○	○			○	
(3) 鑑賞後、感動を次につなげる工夫	○							○	○	
(4) 発表機会(イベント)や活動場所の確保のための誘導	○	○	○	○		○	○			
(5) 専門家(学芸員)からの指導	○									
(6) 長期的視野に立った文化芸術振興専門家の育成の調査研究	○									
(7) 学校と地域の協働による活動機会の確保	○	○						○	○	
(8) 多分野・多団体との交流・協力促進	○	○	○	○		○		○	○	
(9) 文化芸術に触れる機会の増加・拡大の検討	○	○						○	○	○
(10) 文化芸術分野の調査研究の進展	○									
(11) 効果的な事業運営のあり方の調査研究	○	○								○

施 策	文化振興課	生涯学習課	スポーツ課	アンフォーレ課	障害福祉課	高齢福祉課	商工課	学校・学校教育課	社会福祉協議会	一部指定管理者※
3 文化芸術活動を長期的に支える「環境づくり」に関する施策										
(1) 発表場所・練習場所の確保	○	○	○	○		○	○		○	
(2) 乗り合わせなどによる移動手段の確保	○				○	○			○	
(3) 市民協働による歴史博物館のリニューアルの調査研究	○									
(4) 未来の文化芸術活動を担保する十分な収蔵施設の調査研究	○									
(5) 史跡整備による歴史まちづくりの実施	○									
(6) 市民協働による歴史的建造物などの保存・活用・整備の調査研究	○									
(7) 長期的に市民に支持される施設のあり方の調査研究	○	○								

※施策の必要に応じ、一部の民間公共施設指定管理者との連携、協働を行います。

4-2 アクションプログラム

ここでは、3-3で挙げた施策について、期別の段階的な実施方針（アクションプログラム）の考え方を示します。（→39ページ参照）

① 短期（第1期・初動期）

概ね5年以内に行うべき目標として、今後の中長期の取組みの基礎となる体制づくりの検討、既存の市民活動と連携しながら歴史、文化芸術資源の再発見を促す取組みなどを進めます。

■文化芸術活動が活性化するための「人づくり」に関する施策

- (1) 会の運営能力（アートマネジメント）を向上させます
- (2) **多分野・多団体**と交流を進めます
- (3) 発表場所・活動場所などを拡大します
- (4) アウトリーチ（出張活動など）を推進します

■誰でも文化・芸術活動に参加し、継続していけるための「仕組みづくり」に関する施策

- (1) 会の運営能力（アートマネジメント）の向上させる仕組みをつくります
- (2) 情報発信・受信のあり方を整備します
- (4) 発表機会（イベント）や活動場所が確保できるように誘導します
- (7) 学校と地域の協働による活動機会を確保します
- (8) **多分野・多団体**との交流・協力を進めます
- (9) 文化芸術に触れる機会を増加・拡大を検討します

■文化芸術活動を長期的に支える「環境づくり」に関する施策

- (1) 発表場所・活動場所を確保します

② 中期（第2期・発展期）

概ね5～10年間の間に行うべき目標として、既存の公共空間を活用した新たな文化芸術の活動促進、伝統芸能の継承の取組みなど、新旧の取組みの拡大期と位置付けます。

また、歴史資源を活かした場の整備に加え、いずれ迎える既存施設の寿命を考慮し、長期的な活用・更新の検討を進めます。

■誰でも文化・芸術活動に参加し、継続していけるための「仕組みづくり」に関する施策

- (3) 鑑賞後、感動を次につなげる工夫を行います
- (5) 専門家（学芸員）から指導を受けられるようにします
- (6) 長期的視野に立った文化芸術振興専門家の育成を調査研究します
- (10) 文化芸術分野の調査研究を進展させます

■文化芸術活動を長期的に支える「環境づくり」に関する施策

- (2) 乗り合わせなどによる移動手段の確保を進めます（特に障害**のある方**）
- (4) 未来の文化芸術活動を担保する十分な収蔵施設について調査研究します
- (5) 史跡整備による歴史まちづくりを実施します

③ 長期（第3期・成熟期）

本計画の目標年次及びそれ以降も視野に入れた長期的取組みとして、本市の文化芸術行政の体制強化など、文化芸術分野における成熟期における持続的な体制づくりを目指します。

■誰でも文化・芸術活動に参加し、継続していくための「仕組みづくり」に関する施策

- (11) 効果的な事業運営のあり方を調査研究します

■文化芸術活動を長期的に支える「環境づくり」に関する施策

- (3) 市民協働による歴史博物館のリニューアルを調査研究します
- (6) 市民協働による歴史的建造物などの保存・活用・整備を調査研究します
- (7) 長期的に市民に支持される施設のあり方を調査研究します

④ 進歩管理

本計画の施策の実施状況と成果指標については、社会教育を所管する附属機関で管理していきます。



4-3 成果指標の設定

本計画の成果を評価する指標として、以下の指標を設定し、目標年度（2032年度末・令和14）時点で達成度の評価を行うこととします。

指標	基準値 (2019年度)	中間実績値 (2024年度)	最終年目標値 (2032年度)
文化芸術グループへの新規加入者数（10団体サンプリング調査）（累計） 【重点施策1】【重点施策3】	—	36人	45人
文化芸術グループの他団体との交流回数（10団体サンプリング調査）（累計） 【重点施策1】	—	51回	60回
アートマネジメント講座への参加者数（累計） 【重点施策1】	—	64人	110人
4ホール（市民会館・文化センター・アンフォーレ・昭林公民館）の利用件数（文化芸術関係に限る）（単年度） 【重点施策2】	288件	277件	315件
新たな活動場所を得ることでできた文化芸術グループ数（10団体サンプリング調査）（累計） 【重点施策2】	—	6件	10件
文化財関係事業、歴史博物館関係事業及び芸術文化関係事業の満足度（単年度）*3 【重点施策3】	—	— *3	80%
eモニターアンケートなどで「文化芸術活動グループに現在参加している人の割合」（単年度） 【重点施策3】	10.3%	8.6%	15.0%
eモニターアンケートなどで「歴史・文化に愛着や誇りを感じている人の割合」（単年度）*1 【重点施策3】	38.3%	62.7%	63%
文化財関係事業参加者数及び歴史博物館入館者数（単年度）*1 【重点施策3】	98,782人 (2018年度) *2	107,311人	119,000人
文化芸術関係事業参加者数及び市民ギャラリー入館者数（単年度）*1 【重点施策3】	123,366人 (2018年度) *2	98,865人	108,000人

*1：第9次安城市総合計画と同じ成果指標

*2：2019年度（令和元）は歴史博物館改修により半年間休館したため、基準値は2018年度（平成30）とした。

*3：中間見直し時に設定した新規指標